

## 第2 都市景観の形成

### 現況と課題

目黒区は、谷地や台地による起伏に富んだ地形、由緒ある寺社や坂道等の歴史的な資源、目黒川等の自然資源を有しており、住宅を中心とした市街地の割合も高く、「みどり豊かな良好な住宅地」というイメージが広く定着しています。

一方、住宅地の商業・業務地化や共同住宅の建設により、継承すべき景観資源や落ち着いた静かな街並みが徐々に変化してきています。

目黒区では、良好な景観形成に関する基本的な方針として、平成5年3月に「目黒区都市景観形成方針」を策定し、平成16年3月には「目黒区都市計画マスタープラン」を策定して景観行政を進めてきました。その後、景観に関する総合的な法律である「景観法」が制定され、東京都が広域的な視点で都内全域を対象とした「東京都景観計画」を定めたことから、本区としても、より一層独自の景観行政を展開する必要があります。

個性的な街並みの形成と快適な日常生活が営める場の創出を図りながら、区民が愛着や誇りをもって住み続けたい魅力ある街を実現するためには、景観資源を尊重した総合的な景観形成を進めることが必要です。また、地域・自然・文化を背景に区民が主体的に街づくりに参加し、事業者や行政と連携して景観づくりに取り組むことも重要です。

景観形成の観点からは、公共施設は良好な景観を保つ大きな要素の一つであり、街並みや景観に配慮した修繕・改修が課題となっています。



代官山から目黒区全域を望む

### 施策の体系

## 2 都市景観の形成

具体的な施策は「第3 調和のとれた都市構造の実現」(P90)に記載

### 10年後の目黒の姿

- 区民、事業者、行政の連携・協力によって自然環境や歴史的資源の保全が図られるとともに、地域の特性を活かした街並みづくりや、魅力あふれる都市景観の形成が進んでいます。